

平成22年度

第1回 大垣市公営企業等審議会議事録

(平成22年12月22日)

平成22年度第1回大垣市公営企業等審議会を、平成22年12月22日
(水) 市役所2階第1会議室において開催した。

そのしだいは次のとおりである。

議題 大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金（案）について審議

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

池永 輝之、成瀬 重雄、小谷 康夫、畑脇 禎央、馬淵 則昭
奥田 静子、大橋 晴實、後藤 容子、北野 茂樹、長瀬 ちえ子
石井 由美子、山崎 幸輝

欠席委員

高田 全代、鈴木 一朗、守屋 貴広

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は、次のとおりである。

水道部長	山本 敏広
水道課長	松野 主税
下水道課長	近藤 真澄
浄化センター所長	高木 悟
水道課技術対策官	岡田 司
下水道課長補佐	祢垣 輝之
水道課課長補佐	戸谷 多民男
下水道課計画係長	田中 明
下水道課技術担当係長	佐竹 一仁
水道課経理係	大坪 真也

(開始時刻 午後1時30分)

事務局	<p>大変お待たせいたしました。</p> <p>皆様には、大変お忙しいところご出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。</p> <p>ただ今から、大垣市公営企業等審議会を開催させていただきます。私、本審議会の庶務を担当させていただきます水道課長の松野でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、審議会に先立ちまして、はじめに市長から挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆さん、こんにちは、本日は大垣市公営企業等審議会を開催しましたところ、委員の皆様には大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>又、日頃皆様方には、下水道事業をはじめといたしまして、市政全般にわたりまして、お力添えを頂いておりますこと厚くお礼申し上げます。また、このたび審議会委員にご就任をいただきまして、ありがとうございます。これから2年間、色々とお世話になりますけども、どうぞよろしく願いいたします。ご承知のとおり公共下水道は、生活環境の改善あるいは浸水の被害防除、水質保全など市民の皆様には安全安心で快適な暮らしを送っていただく上で、なくてはならない重要な都市基盤であります。</p> <p>こうした中、本市の公共下水道事業は、昭和30年3月に事業認可を得まして、これまで整備を進めてきたわけですが、昨年度末には大垣市全体で、整備面積3,470ha、人口普及率は81%となりまして、約12万9千人の市民の皆様にご利用いただけるようになりました。とりわけ本年度からは大垣地域におけます、市街化調整区域の下水道整備を進めさせていただいております。</p> <p>また、墨俣地域におきましては、浄化センターの建設工事あるいは幹線管渠工事に着手することができまして、平成24年度末供用開始を目指す整備を、進めさせていただいているところでございます。</p> <p>本日は最初の会議ということでございますので、会長の選任をしていただくほか、墨俣地域の下水道を使用される皆様方に、建設費の一部をご負担いただく受益者負担金についてご審議をお願いするものでございます。</p> <p>皆様方には忌憚のないご意見を頂きまして、適切なる審議をし</p>

事務局	<p>ていただきますよう御礼申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>市長は次の予定がございますので、ここで退席させていただきます。委員の皆様方には、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入ります前に、本日配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず次第と「資料1」の大垣市公営企業等審議会委員名簿、「資料2」の大垣市公営企業等審議会設置条例、「資料3」の大垣市公共下水道事業受益者負担金（案）それと「資料3」の補足資料としまして「資料①」から「資料⑥」を添付させていただいております。それに一番最後のページでございますが「資料4」の負担金（案）に対する意見書・返信封筒をお配りさせていただいております。もし資料が欠けておりましたらお申し出いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、このたびお手元にお配りしてございます、委嘱状と名簿のとおり15人の方を委員として委嘱させていただいております。</p> <p>本来ならばお一人お一人紹介させていただくところではありますが、名簿を持って代えさせていただきます。</p> <p>皆様には今後、何かとお力添えを賜りますが、よろしくお願いたします。</p> <p>また、事務局の職員といたしまして、水道部長、下水道課長、浄化センター所長、水道課技術対策官と、それぞれ係長と担当者が出席させていただいておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>（出席者全員 よろしくお願いたします。）</p> <p>まず、大垣市公営企業等審議会設置条例について説明させていただきます。お手元にお配りいたしました「資料2」をご覧ください。</p> <p>大垣市公営企業等審議会設置条例について抜粋して読まさせていただきます。</p> <p>設置第1条、市長の諮問機関として、大垣市公営企業等審議会（以下「審議会」という）を置く。</p> <p>所掌事務第2条、審議会は、市長の諮問に応じ、本市、上下水道事業等に関する重要事項を審議する。</p>
-----	--

	<p>組織第3条、審議会は、委員15人以内で組織する。 2委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。 (1) 学識経験のある者5人以内 (2) 公共的団体の代表5人以内 (3) 一般需要者代表5人以内</p> <p>任期第4条、委員の任期は1年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。 2委員は、再任されることができる。</p> <p>会長及び副会長第5条、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。 2会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>以上のことから、審議会条例によりまして、審議会を運営するために条例第5条により、会長及び副会長の互選をお願いするわけですが、互選の方法について、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>前回の会長も副会長もこの席に同席していただいておりますので、引き続きお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ただ今委員さんからの、前回の池永委員さんが会長をやってみえたのですが、それと北野委員さんが副会長ということで今回もというご発言でございますけどご異議ございませんか。</p> <p>「全員異議なし」</p> <p>ありがとうございました。 それでは審議会の会長を池永委員さんに、副会長を北野委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>それぞれ、会長、副会長席へお進みください。 (会長、副会長席へ着席)</p> <p>それでは池永会長さん、北野副会長さん、それぞれご挨拶を賜りたいと思います。</p>
池永会長	<p>ただ今市長さんからお話がありましたように、この審議会は重</p>

	<p>要な審議会でございまして、審議会の進め役、まとめ役を仰せつかりまして責任の重大さに戸惑っているわけでございますけれども、努めさせていただきたいと思います。特にこの審議会は市民生活に直結した課題を審議するという使命を持っておりますので、どうぞ各委員の皆様からご意見を頂きながら意見交換をし、みのりのある審議会にしていきたいと考えております。どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>みなさんこんにちは、前回に引き続きまして副会長を仰せつかりました北野でございます。今回も池永会長さんの下でしっかりやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。 それでは会長さんが決まりましたので、ここからの運営は会長さんをお願いいたします。</p>
池永会長	<p>それでは審議に入ります前に、事務局から報告事項があるということですのでお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、15名の委員の内12名が出席ということで、大垣市公営企業等審議会設置条例第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告します。 また、本審議会でございますが、本市の審議会に関する規定「審議会等の設置及び運営に関する基準」 「審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領」により、公開とさせていただきます。また、会議録につきましても、市役所1階の市政情報コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定しておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。</p>
池永会長	<p>ありがとうございました。 それでは、本日の会議録の署名者として奥田委員さんと石井委員さんのお二方をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。 事務局にお尋ねいたしますが、本日の審議会の予定時間はどのくらい予定されていますか。</p>

事務局	<p>本日、1時間30分ほど予定しておりますが、第1回目の説明会ということで、少し時間を取るかと思っておりますがよろしくお願いいたします。</p>
池永会長	<p>それでは、諮問事項について事務局から説明を求めます。よろしくお願いいたします。</p>
水道部長	<p>改めまして、みなさんこんにちは、水道部長の山本でございます。本日は大変お忙しい中、大垣市公営企業等審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本市の下水道事業につきまして、深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。</p> <p>さて、先ほど市長の挨拶にもありましたように、下水道は市民の生活環境の改善や、川や海の水質を保全するために不可欠な都市施設であり、昭和30年3月に事業着手しまして、順次整備を進めているところでございます。</p> <p>下水道が整備されますと、その区域は生活環境や公衆衛生の向上とあいまって土地の資産価値が上昇します。</p> <p>そこで受益を受ける人に建設費の一部をご負担していただくために、設けられているのが、受益者負担金制度でございます。つまり、下水道建設を進める上で大きな役割を果たすために設けられた制度でございます。</p> <p>その制度の内容と算定方式について、本日ご議論をいただく予定でございます。</p> <p>このあと、下水道課長の近藤から説明をさせていただきますが、委員の皆様のご十分なご審議、ご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、下水道課長の近藤と申します。よろしくお願いいたします。今日はスクリーンと資料に基づきまして、ご説明させていただきますと思います。スクリーンの準備をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日ご審議いただきます、墨俣処理区につきましては、今年度より浄化センターの建設、及び幹線管渠工事に着手しており、来年度には、住民説明会を開催して面整備工事を行いまして、平成24年度末の供用開始を目指しております。</p>

本日は、この墨俣処理区の市街化区域におけます、受益者負担金（案）につきましてご説明させていただき、ご審議いただきたいと思ひます。

説明は、お手元に資料を配布させていただいておりますが、スクリーンで順次ご説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、「大垣市の下水道事業の概要」について、ご説明させていただきます。

下水道の目的には、生活環境の改善・浸水の防除・公共用水域の水質保全等があり、安全・安心で快適な市民生活を確保する上で、無くてはならない都市基盤施設であります。

大垣市全体の下水道計画の説明をさせていただきます。

こちらのスクリーンは小さくて見にくいと思ひますので、見にくい方はお手元の資料の資料①に図面を添付しておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思ひます。

大垣市では昭和30年3月に大垣処理区の市街地中心部を対象とした、当初事業認可を取得し、以来、生活環境改善の重要施策の一つとして積極的に整備を進めてまいりました。

現在の状況といたしましては、平成18年3月27日の1市2町の合併に伴いまして、

- ・ 大垣地域では都市計画区域の下水道を整備する、公共下水道事業としての大垣処理区と、安八町の処理場へ接続する平町処理区があります。
- ・ 墨俣地域も同じ、公共下水道事業として墨俣処理区があります。
- ・ 上石津地域は、多良峽などの国定公園区域内の水質保全を目的とした特定環境保全公共下水道事業としての北部・中部の2処理区と、
- ・ 農業用水の水質保全と、農村の生活環境の改善のための、農業集落排水事業として南部・西山の2処理区と、
- ・ 小規模な集合排水処理施設としての平井処理区があります。

このように、色々な整備手法で大垣市全体の下水道整備を行い、将来計画となる基本計画では、4,315haを整備していく計画となっております。

それでは次に、平成21年度末の下水道整備状況をご説明させていただきます。

大垣処理区は、整備面積が3,128.6ha、整備人口は、1

22,562人で整備率は82.9%となっております。

平町処理区は、平成18年度に整備が完了して、整備率は100%となっております。

墨俣処理区は今年度より、墨俣浄化センターの建設、及び幹線管渠工事に着手いたしましたが、現在は未供用となっております。

上石津地域の特環、農集、小規模の各処理区は、平成17年度に全処理区の整備が完了して、整備率は100%となっております。

大垣市全体といたしましては、整備面積は3,470.2ha整備人口は128,791人で、整備率は81.2%となっており、全国平均73.7%、県下平均68.8%に対しまして若干上回っております。

市としましては、今後、整備の遅れております墨俣処理区の市街化区域につきまして、積極的に整備を進める予定をしており、平成24年度末の供用開始を目指しております。

この、墨俣処理区の市街化区域における下水道整備に伴います、重要事項となる受益者負担金につきまして、本日ご審議いただくものであります。

次に、墨俣処理区の基本計画の概要につきましてご説明いたします。

下水道基本計画は、概ね20年先の都市計画と整合を図り、長期的な見直しから下水道整備を如何にすべきかの基本的事項を定めるものです。

墨俣処理区につきましては、平成18年に上位計画である伊勢湾流域別下水道整備総合計画が伊勢湾の富栄養化防止を目的として見直されたことと、揖斐川流域別下水道整備総合計画（以下「揖斐川流総」という。）が策定されることを受け、平成19年度に基本計画の見直しを行いました。

個々の計画地としましては、計画目標年次については、揖斐川流総との整合を図り、平成37年としました。

将来処理区内人口については、少子化の影響等により減少傾向に転じるものとして、計画目標年次である平成37年には3,729人になると推計しています。

計画処理区域面積について、市街化区域は全域となる75.0haとしています。

市街化調整区域につきましては、公共下水道、農業集落排水、

及び合併浄化槽との経済比較による区域分けを行い、下水道による計画区域面積を33.5haとしております。

この経済比較は、平成19年に農林水産省・国土交通省・環境省の三省から出された「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」という通達に基づきまして、処理場・管渠等の建設費用、維持管理費用及び耐用年数などを基準として費用比較を行い、経済的となる整備手法を検討した結果となります。

この二つの区域を合わせたものが、計画処理区域となり全体計画処理区域面積は、108.5haとなっています。

計画人口は、揖斐川流総との整合を図った結果、市街化区域が2,460人、市街化調整区域が1,240人墨俣処理区全体で3,700人となります。

また、将来処理区域内人口3,729人と計画処理人口の合計3,700人の差である29人については、下水道への接続基準となる家屋限界距離が76m以上の家屋であり、集合処理することが不経済であるため、合併浄化槽にて処理していただく人口となります。

計画汚水量は、生活污水・営業汚水・工場排水・地下水からなっており、将来の人口減少などを踏まえまして、1日当たり2,700m³を墨俣浄化センターの計画処理能力としております。汚水事業費については、用地費の実績額も含めまして、全体で約70億円となります。

画面は大垣市公共下水道基本計画一般図（墨俣処理区）となります。

お手元の資料②に同様の図面を添付しておりますので、見にくい方はそちらの方をご覧ください。

黄色で囲まれた区域は、平成24年度末に供用開始を予定している既認可区域となります。

市街化区域であり、今後優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、オレンジ色で囲まれた部分は全体計画区域の中で、将来下水道を整備していく区域となります。

市街化調整区域の整備は既存の家屋のみとなりますので、点の集合となります。

これらの計画区域により排出される汚水につきましては、赤色で表しております墨俣幹線にて集水いたしまして、墨俣浄化センターにより一括処理する計画としております。

次に墨俣浄化センターの施設計画についてご説明いたします。処理方式は「凝集剤併用高度処理オキシデーションディッチ法＋砂ろ過」で、計画処理能力は1日当たり2,700m³となっております。

施設の配置につきましては、周辺住民の方々への環境面に配慮いたしまして全体をなるべく東に配置した計画といたしました。

また敷地全体に緩衝緑地帯をとり、さらに芝生広場を設けるなどの修景整備を図る計画としております。

緩衝緑地の幅といたしましては都市計画法の規定の5mを上回る10mを確保し、全体緑地面積につきましても工場立地法に基づく規制値である20%を上回る68%の緑地を確保しております。

これらと合わせまして建物デザインにつきましても周辺環境との調和を図りつつ極力低く抑えるよう留意いたしました。

次に、臭気対策といたしましては、水処理施設すべてにつきまして蓋を設置するとともに、臭気の発生源となる分配槽を建物内に配置することで臭気を抑えております。

また、発生する汚泥につきましては、搬出して処分することになりますが、こちらにつきましても汚泥貯留施設を建物内に設けまして、汚泥搬出時の臭気を極力抑える計画としております。

こういった周辺環境への配慮を行うとともに、水質汚濁防止法に基づく総量規制、下水道法施行令の規定などを遵守し、処理方式といたしましては、高度処理を行う予定をしております。高度処理方式とは、浄化センターの処理水が放流される、河川や流達先である伊勢湾等の閉鎖水域における、富栄養化の原因となる、窒素やリンを、微生物の働きや凝集剤などの薬品によって除去することが可能な処理方式となります。

さらに処理水につきまして、砂ろ過を行うことでBODやCODの低減を目指した処理を行います。

墨俣処理区の整備スケジュールにつきましてご説明いたします。

平成20年4月30日に下水道事業計画の変更認可を取得後、平成20年度から調査・設計を行いまして、平成21年度には処理場敷地内の、道水路の付け替え工事及び河川掘削土を流用した予盛を完了いたしました。

浄化センターにつきましては、今年度から本体工事に着手して

おり、平成23年度にかけて土木・建築工事を行い、平成23年から24年度にかけて機械電気設備工事を実施いたします。設備工事にあたっては、供用開始直後は流入汚水量が徐々に増加するであろうことを踏まえ、当初は2系統の水処理施設の内、半分を供用し、今後汚水量の増加に合わせて段階的に増設工事を行うことで経済的な施行に努める計画としております。

また、平成24年度には外溝工事を行いまして処理場の第1期工事を完了する予定をしております。

次に管渠につきましては、今年度から平成23年度にかけて幹線管渠工事を行い、平成23年度から平成24年度にかけて面整備工事を行いまして、市街化区域75haの内、事業計画区域となります70haについて、平成24年度末に供用開始する予定です。

続きまして、下水道事業の建設財源についてご説明いたします。下水道整備には多額の費用と年月が要求され、要する費用については、国、地方公共団体、受益者等の適正な費用負担が必要となります。

下水道事業は、主要な管渠や終末処理場等、基幹となる下水道施設建設などの補助対象事業と末端管渠建設などの単独事業に分けられます。

この、下水道整備にかかる財源としては、国庫支出金、地方債、受益者負担金及び市費等で構成されています。

このうち、国庫支出金は、補助対象事業費について事業費の2分の1を国が地方公共団体に補助しているものです。

また、地方債は地方公共団体が借り入れる起債であり、補助対象事業にあつては45%、単独事業にあつては95%の起債を借り入れています。

なお、地方債の償還にあたっては、原則として下水道使用料で賄っていくこととなります。

国庫支出金及び地方債で不足する5%については、受益者負担金及び一般会計からの繰入金となる市費で構成されています。

次に、受益者負担の必要性についてご説明させていただきます。受益者負担は、事業の実施により著しい利益を受ける者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担していただく制度で、下水道整備の推進に大きな役割を果たしています。

具体的には、次のような理由が挙げられます。

1つ目として、補助金や市民からの税金だけでまかなうことは、下水道を利用できない人々にまで負担をかけることになり、税負担の公平を欠くこととなります。

2つ目として、生活環境の改善などにより、利便性や快適性が向上するとともに、土地の資産価値が上昇します。

3つ目として、下水道が未整備の地域に一日でも早く下水道を整備するための貴重な財源として活用されます。

このような理由により下水道の整備にあたっては、受益者に建設費の一部を負担していただいております。

次に受益者負担金の賦課方法について、ご説明させていただきます。

市街化区域では、1つ目として、全域において宅地化などの土地利用が可能であること。

2つ目として、下水道整備による土地の資産価値上昇などの受益は、土地の面積に比例すること。

このような理由から、大垣処理区と同じく1㎡あたりいくらと言う、面積割方式を採用したいと考えています。

それでは次に、受益者負担金の算定基準について、ご説明させていただきます。

受益者負担金の算定基準としましては、最も新しい国の考え方を示したものとして、平成18年3月31日付の、総務省自治財政局からの「公営企業経営にあたっての留意事項について」の通知にあります、「受益者負担金の徴収額の決定にあたっては、公共下水道等の集合施設について総事業費の5%程度を徴収し事業費へ充当すること」との考え方が示されておりますが、大垣市の場合、汚水マスを個人で設置していただいておりますので、受益者負担金として総事業費の5%をご負担いただくことは、利用者の方に過大な負担を強いることとなります。

そこで、既に同様の手法で、選考して整備を行っております大垣処理区の実績につきましてご説明させていただきます。

大垣処理区の市街化区域における下水道事業は、都市計画事業として整備してまいりました。

画面の表は、昨年度概ね整備が完了いたしました大垣処理区の市街化区域における建設財源の実績となります。

総事業費が1,189億3千万円で、内訳といたしましては、国庫支出金が約395億円、地方債が約734億円で、その他財源となります。受益者負担金等の内訳は、1㎡あたり98円の

負担金として、全体事業費の2.7%となります32億5千万円をご負担いただき、残りの2.3%となります26億9千7百万円は、主に都市計画税を財源とする市費を充当してまいりました。

下水道や街路、公園等の都市施設を整備するにあたっては、目的税として都市計画税を賦課することができ、都市計画事業の建設費の一部として利用されております。

今後墨俣処理区は大垣処理区と同じく、大垣市公共下水道事業として整備を行い、来年度より同率の都市計画税をいただいくことを踏まえまして、大垣処理区と同じく、総事業費の2.7%を受益者負担金としてご負担いただきたいと考えております。

墨俣処理区の市街化区域につきましては、区域面積は75.0haで、受益面積としましては、道路や水路等を控除した56.2haとなります。

この市街化区域の建設事業としましては、管渠費が29億2千4百万円、終末処理場費が16億8千3百万円で、総事業費は46億7百万円となり、この5%となる2億3千万円につきまして、大垣処理区の実績に基づき、その内2.7%となる1億2千4百万円を受益者負担金としてご負担いただきたいと考えております。

これを受益面積56.2haで割りますと、算定結果は1㎡あたり220円となります。

こちらの表は、現在、公共下水道事業を実施中で、面積割方式を採用されております県内の主な都市の受益者負担金の比較となります。

受益者負担金につきましては、1㎡あたり200円台から500円の範囲となっており、対象事業費のとらえ方や負担率の違いにより差が生じております。

下水道種別にあります「単独公共」とは、単独で処理場を有しているもので、各務原市などの「流域関連公共」は、木曽川右岸流域下水道として岐阜県が主体となり処理場を建設している下水道事業となります。

なお、その他の市につきましては、1戸あたりいくらとなる戸割り方式を採用しているものや、合併に伴い市町村の処理区を引継いだものとなりますので、対象外としております。

グラフで表すとこのようになります。

<p>池永会長</p>	<p>赤線は大垣市を除く11市の平均額で、1㎡あたり369円となります。</p> <p>大垣市の場合「汚水マス」を個人施工としておりますので、同じ方法をとっている岐阜市と同様、他市に比べ若干安くなっております。</p> <p>下水道を利用していただくには、受益者負担金と宅地内排水設備費用の両方が必要となります。</p> <p>宅地内排水設備とは、その土地の下水を公共下水道へ流入させるために必要な排水管や汚水マス等を、個人負担において自己の敷地内に設ける排水施設をいいます。</p> <p>大垣市では、取付管を官民境界より民地側へ30cmまで市の負担で設置していますが、排水設備の最下流に設ける汚水マスは、宅地内排水設備として個人負担で設置していただいています。</p> <p>実際にご負担いただく額といたしましては、敷地面積200㎡の場合、市に納めていただく受益者負担金として、220円×200㎡で4万4千円と、接続時に工事業者へ支払っていただく汚水マスの標準設置費用6万円を含めた宅地内排水設備費用との合計額となります。</p> <p>宅地内排水設備費用につきましては、敷地寸法や形状、汲み取り・単独・合併浄化槽等の排水処理形態によって金額が異なります。(50万～80万)</p> <p>以上ご説明させていただきましたとおり、「大垣市公共下水道事業(墨俣処理区)受益者負担金(案)」につきましては、1㎡あたり220円と算定させていただきました。</p> <p>なお、下水道使用料につきましては、大垣処理区、平町処理区、墨俣処理区を同一の大垣市公共下水道事業として整備しておりますので、墨俣処理区につきましても、大垣処理区の使用料と同額を考えております。</p> <p>大垣処理区の料金につきましては、お手元の資料⑥に料金表を添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、大垣市公共下水道事業受益者負担金(案)及び下水道使用料の概要につきましてご説明を受けました。</p> <p>そこで、ただいま説明をされた内容、また提案された内容を</p>
-------------	--

事務局	<p>基に、審議を進めてまいります。</p> <p>このあと委員の皆様方からご意見を賜りたいと思います。説明が少々長くなりましたので、皆様お疲れかと思ひますし、もう一度資料等にお目通しをいただきたいと思ひますので、ここで暫時休憩を取りたいと思ひます。</p> <p>その間、今言いましたように資料にお目通しをいただければ幸いかと存じます。</p> <p>事務局、10分間ほど休憩を取りましょうか。</p>
池永会長	<p>それでは、2時半から再開でお願いできますか。</p>
委員	<p>それでは、この時計で2時半から再開ということでもよろしくお願ひします。</p> <p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>先ほど事務局からご説明がありました、墨俣処理区における公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料について、これから各委員さんからご意見、ご質問を賜りたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>どうぞご自由にご意見、ご質問等ご発言ください。</p>
事務局	<p>汚水マスって、どのくらいの大きさの物でしょうか。</p>
副会長	<p>汚水マスといいますと、先ほどご説明させていただきました宅地内の一番しみに作るマスですが、普通の家庭で直径30cmくらいのもので、埋まってしまいますけど、上から見ると30cmの蓋がちょっと見えるというだけです。</p> <p>深さは1mくらいのもので、一番出口に作るものです。</p>
事務局	<p>受益者負担金の費用ですけど、今、景気が悪いときですが、分割払いで無利息とか、という制度はあるのでしょうか。</p> <p>なかなか払えないという家庭もあると聞いておりますが、どうでしょうか。</p> <p>分割で払うことができます。それは選択できまして、3年分割でお支払いしていただけるということで、いま大垣市の処理区</p>

	<p>もですけど、3年分割の支払いができて、一括もありまして、一括払いをしていただきますと、逆に報奨金ということで、8%の報奨金を出すということで、一括払いしていただくと8%減額になるということです。</p>
委員	<p>高度処理というと何か特別な処理という感覚を受けるのですが、高度処理というのはどういう処理方法ですか。(オキシデーションディッチ)</p>
事務局	<p>いままで水処理といいますと、窒素やリンがなかなか除去できないということで、窒素やリンが結構、流れ出しているということです。窒素やリンは本当は栄養分なんですけど、これが多すぎると、たとえば伊勢湾が赤潮になるわけです。</p>
委員	<p>通常、活性汚泥法とか、或いは膜法処理とかありますが、これはどういう処理方法ですか。</p>
事務局	<p>高度処理というのは、嫌気好気いわゆる酸素を送る活性汚泥法だけですと窒素が取れないですので、酸素をいれる部分といれ無い部分を作ってやるということで、一つの水処理の中で酸素を与えるとこと、与えないところを作り、窒素を除去する方法です、リンについては、凝集剤というものをに入れて、リンを除去する方法です。窒素とリンを特別にとる方法が、凝集剤併用処理方法です。</p>
委員	<p>汚泥は搬送処分するということですが、汚泥処理計画は、十分にいけるということですか。</p>
事務局	<p>汚泥処理計画は今大垣処理区については、大阪セメントに搬入したり、クリーンセンターで焼却処分したり、上石津については、海津市平田町へコンポスト化処理など色々選択肢がありますが、そういう選択があるということです。</p>
委員	<p>この資料を比較するために、上石津の負担金や下水道料金が添付されていないのですが、他の市町村のことは分からないので、上石津で比較できたのではと思います。</p>

事務局	上石津の地域については、戸割方式でしたのでご存知のとおり35万円でしたので、比較表に載せているのは面積割方式で㎡いくらという資料を添付しております。
委員	宅地の面積で割るということですか。
事務局	上石津は1戸当たりいくらという算出です。
委員	宅地の面積ですので比較が難しいということですね。
事務局	はいそうです。
委員	資料⑤に受益者負担金額の他市との比較として添付されていますけど、先ほど大垣市の場合は汚水マスを購入して個人で負担していただいているということですが、もう少し詳しくお聞かせ願いたい、各務原市や可児市の500円するところもあるのではその差はどういうところから詳しくお聞かせ願います。
事務局	<p>この表の中でマスを個人負担で岐阜市、瑞浪市、土岐市はマスを自己負担としています。</p> <p>昔から下水道事業をしているところは、マスは自己負担でしており、新しく始められた地域につきましては、公共マスまで行政が施工する方向で始まってきました。</p> <p>各務原市、可児市につきましては、流域下水道ということでマスも込みでしていますので㎡単価は高くなっています。</p>
委員	<p>マスは必要なのですか。下水道本管につなぐところの入り口にあるマスですがあれば必要ですか。</p> <p>マスの負担だけで6万から7万円くらい掛かるが、掃除をするのに出来ないから付けているのではないですか。</p>
事務局	掃除もそうですが、汚水が詰まると両方から掃除をしなくてはいけないため、詰まった場合マスから本管までは市で清掃しますが、マスから宅内については個人の管理でお願いしたい。

委員	このマス設置代が6万から7万円の受益負担は大きいのは事実です。
委員	上石津もよく詰まったことはあります。
事務局	本管はよく流れてはいますが、一番詰まりやすいのは取付管です。どうしても取付管のところは細いから油などを流されると詰まりやすくなる。
委員	本管の口径は。
事務局	200mmです。 取付管は100mmです。
事務局	先ほども説明させていただきましたが、宅地の条件でも色々変わります。
委員	大垣の調整区域は17万ですか。
事務局	はいそうです。去年の審議会で答申していただきました。 マスは自己負担ということで、マスを入れると23万円です。
委員	10ページに、墨俣処理区の事業費が書いてありますが、46億で墨俣全体が終わるのですか。
事務局	墨俣の市街化区域だけです。 総事業費としては、基本計画になりますけど調整区域も整備しますと約70億になります。 調整区域の事業費を入れて計算は出来ませんので、市街化区域だけの事業費の46億円を市街化区域の受益面積で割って算出していただきました。
委員	工期はどれくらいをみているんですか。
事務局	平成24年度末です。

委員	<p>そんなに早く終わるんでしょうか。</p> <p>大垣は何十年も費やしています。その間に、事業費というのは膨れ上がってきますが、当初は50億でやろうと思っていたが年々、人件費や資材が上がり、知らぬ間に何%か経費が上がってくると、基本は受益者負担が5%を面積割で出してありますが、総事業費は変わらないのかと思います。</p>
事務局	<p>今の試算で出しています。それもあと24年度末今年を入れて3年ですけど、市街化区域は完成させようと思っていますのでそんなに事業費の誤差は出てこないと思っています。</p> <p>そして、この中には用地費も入っていますが、既に取得済みですので、その金額は確定しておりますし後は建設費ですので、あと2年ほどですのでそんなに誤差は無いと思っています。</p>
委員	<p>墨俣は2年か3年で終わると、大垣は昭和30年から始められてまだ82%ほどで18%のところはまだ残っているが、30年にはじめられたころと今では、だいぶ違うのではないかと思います、そうではないのではないですか。</p>
事務局	<p>市街化区域の事業費1100億円ほどといいました、確かに積み上げで算出しております、結果はそれの2.7%になりますけど、当時の建設費も安かったですけど、当時と同じ%の98円は高かったわけですから、負担金は昭和45年からいただいておりますが、当時の98円、今の98円の差はありますので、トータルの実績で出しました。</p>
水道部長	<p>他の都市ですとある程度年数が長いと徐々に上がっています。</p>
委員	<p>墨俣のためにお骨折りありがとうございます。今のご質問の点ですが、45年前から取ってこられて98円ということですが、今220円という金額が出ましたけど、工事費の高騰でそんなに98円は高いという説明がありましたけど、その当時の98円と今の220円の価値はそんなに差は無いと思いますが…。</p>
事務局	<p>先ほど成瀬委員さんがおっしゃるように、大垣市は長くかかっていますので、その間に見直しができるタイミングがあったかもしれませんが、大垣市の場合そのまま来ていますので、現在こ</p>

	ういう結果になっています。
委員	本来その途中で見直せばもう少し負担があがったかも知れないということですね。
事務局	そういうことです。
水道部長	市街化区域の方も、当初の30年の方も、また2年前の市街化区域でも下水接続できた方があります。
事務局	見直しのタイミングもありますので、いつで見直すかというのが、大垣の場合なかったということです。
委員	普及率は81%ということですが、19%の方が未整備ということですが。
水道部長	ほとんど調整区域の方です。
事務局	大垣で出来てないのが調整区域だと思っていただいていたと思います。
委員	負担の意味から考えると、前の98円と今の98円は全然違いますよね。
事務局	その当時の工事費もかなり金額的には違いました。
池永会長	他にいかがですか。ご質問ご意見をどうぞ。
委員	なかなか下水道整備してもつながないのが多いです。3年以内につないでくださいといっても、家の中の縁の下や土間をとって処理できているところはいいが、浄化槽まで掘り出してやらなければならない所や家の中に浄化槽があるところがあり、工事が100万でできなく、なかなか本管につないでくれない現状です。
事務局	屋敷が大きければ高いですし、狭かったら機械が入らないので

委員	<p>手掘りになります。</p> <p>トイレの水は処理して見えますが、雑排水は台所の水は裏の水路に流して見える方が多いので、それを一緒に下水に流してもらわなければいけないので工事費がかかります。</p> <p>私どものほうも何戸かあります。環境を良くするためには、上水より下水を先にやってくださいといっています。河川をきれいにとっています。最近はかなりきれいになっていますが、これも下水のおかげだと思っています。</p> <p>やはり下水処理はやらなくてはいけないと思っております。</p>
事務局	<p>墨俣もこれからやっていけばかなりきれいになると思います。</p>
委員	<p>二つほどお願いします。一つは納入方法の3年分割ですが、更地で保有しているところも、あるかと思いますが、自分の宅地だけでなく、そういうところも同一所有者であれば合計して負担金がかかってくるのですか。</p>
事務局	<p>負担金につきましては、更地とか駐車場につきましても、今回整備することによって、宅地化にすることができますので、今言う環境面とか、利便性や快適性も向上しますのでいつでも使える状況、当然資産価値も上がるということで、下水道を使用するしないにかかわらず大垣市の場合も条例の中で負担金を賦課させていただくということで徴収しております。</p> <p>墨俣地域も大垣処理区と同じように更地や駐車場についても同じように賦課させていただくということになります。</p>
委員	<p>自分の家が100坪でほかに100坪あったとすると200坪の負担金となるということですか。</p>
事務局	<p>そういうことです。</p>
委員	<p>それと、今までの経過からお願いなんですけど、汚水マスを旧町の時代に町のほうで負担するという事になっておりましたが、中々いろんな事情で成就してなかったのですが、そういう</p>

事務局	<p>説明があった関係で、住民のほとんどの人が、そのことを信じています。ですからそのところを住民説明会が始まる時には、きちっと整理してお話をしていただけないと住民が混乱する可能性がありますので、お願いしたい。</p> <p>この前自治会の会合のときに概略をお話していただいたのですが、あの時もそんなニュアンスが入っていましたので、計算方式が変わりましたので根本的に、誤解が生じないように、説明をしていただきたいと思います。ぜひともお願いしたい。</p> <p>合併のいきさつも私ども聞いておりますので、確かに当時汚水マスは、町のほうですということでご説明されていたということになっておりますので、今回大垣市の場合は、マスは自己負担で受益者負担は安くする考え方ですので、住民の方にはきちんと来年の6月には住民説明会に入っていきたいと思っておりますので、その中できちんと説明をしていくというようなかたちで、住民の方に理解をしていただかないと、お支払いしていただくのは住民の方になりますので、全員の方に責任をもって説明をしていきたいと思っております。</p>
池永会長	<p>ほかにいかがですか。ご意見も無いようですし、時間も経過いたしましたので、次回に再度、大垣市公共下水道事業受益者負担金（案）及び下水道使用料に対し、ご意見をお伺いします。その後、市長への答申書（案）を作成し、ご承認後、市長へ答申したいと思えます。よろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>特に今、馬淵委員さんから旧墨俣町時代には、マスは町で負担するよという住民の方がかなり思い込んでおられるというか、そういうものだとお考えで、住民の方が多くおられるでしょうから、そのところのご説明は、きちっとして住民の皆様にご理解いただけるようによろしく願います。</p> <p>それでは次回の日程ですが、事務局からご説明願います。</p>
事務局	<p>第2回の審議会を翌年の1月19日水曜日、午後1時30分に予定させていただいております。</p> <p>また、本日、大垣市公共下水道事業受益者負担金（案）につい</p>

<p>池永会長</p>	<p>て、説明をさせていただきましたが、時間の制限もございまして、皆様には大変ご迷惑をおかけしました。</p> <p>本日お配りいたしました、審議会の資料の中に本日ご説明いたしました受益者負担金（案）、下水道使用料について、ご意見がございましたら、配布させていただきました意見書を恐れ入りますが、翌年1月11日（火）までにご返送いただきますようお願いいたします。</p> <p>ご意見ご質問をいただきました回答につきましては、次回の審議会において、ご回答させていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>ただ今事務局からご説明をいただきましたがよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>では次回の審議会は、1月19日水曜日午後1時30分から、今日と同じこの部屋で開催いたします。</p> <p>あらためて開催通知をご送付申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>本日はこれで散会といたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>また本日配布いたしました資料も次回開催の際に、ご持参いただきますよう重ねてお願いいたします。</p> <p>本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>（終了 午後3時1分）</p>